

# 仕 様 書

- 1 業務名 金沢美術工芸大学空調設備保守点検業務
- 2 施設名 金沢美術工芸大学
- 3 所在地 金沢市小立野2丁目40番1号
- 4 委託期間 契約締結日から令和12年3月31日まで

## 5 対象の空調設備機器

- (1) GHPエアコン 点検回数：年度中1回
- (2) EHPエアコン 点検回数：年度中1回

※品名、仕様、数量は別添1「空調設備機器明細」のとおり

## 6 内容

- (1) 受注者は、空調設備の事故等の未然防止を目的として、期間中に本仕様書で示す回数の保守点検業務を行うものとする。
- (2) 定期交換部品の部品代、技術料及びフロン排出抑制法の定期点検は本業務に含むもの(修理費無償)とする。

ただし、次の内容は本業務の対象外とする。

- ①室内機オプション(加湿器・集塵機)、集中制御機器の故障・不具合の修理
- ②熱交換器の汚れや目詰まりに起因して生じたドレンポンプ・圧縮機等の故障
- ③天変地異、災害等の外部要因による故障・不具合の修理
- ④機器取り扱い上の間違い、改造等による故障・不具合の修理

- (3) 室内機ドレンパン及びフィルター清掃、室内機、室外機熱交換器の洗浄は本業務の対象外とする。
- (4) 受注者は、空調設備(配管等を含む)に故障、事故等の異常事態が発生した場合、直ちに処理できる職員を派遣し、事故等の復旧に努めるものとする。この時、必要に応じて受注者が新築の際の施工実施者やメーカーと対応を協議すること。なお、復旧の際、当該機器の修理が必要な場合、本学職員に早急に連絡するものとし、その場合の修理業務は本委託業務の対象外とする。
- (5) 受注者は、保守点検業務完了後に、作業内容、保守状況その他必要な事項を記載した報告書及び作業写真を各1部提出するものとする。

## 7 委託金額の支払方法

各年度により下記表の支払い回数とする。

年度	回数	1回目	2回目	支払区分
令和7年度	2回	9月分まで	10～3月分	各業務完了後
令和8～11年度	2回	4～9月分	10～3月分	各業務完了後

※端数が生じる場合、各年度の最終支払時に調整するものとする。

## 8 翌年度以降の契約について

- (1) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該委託業務の契約に係る発注者

の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、発注者はこの契約を変更し、又は解除できる。

- (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対し、その損害の賠償を求めることはできない。
- (3) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、価格の変動及び委託内容の変更等があった場合は、発注者と受注者との協議のうえ、委託料を定めるものとする。